

令和6年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和6年3月7日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和6年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番能登直樹さん、7番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月18日までの12日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案19件、定期監査等結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和6年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第4 市政報告であります。一般行政について、報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

それでは、市政報告をさせていただきます。

市立病院の医師体制についてでございます。

市立病院の医師体制につきましては、昨年4月から固定医師3名体制にすべく医師確保対策を進め、10月には新たな固定医師確保の見通しが立ちましたが、11月24日付で橋本医師が退職したところであります。

このため、固定医師が院長1名体制となったことから、これまで北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援を受け、診療業務に支障を来さないよう運営してまいりましたが、このたび、本年4月1日付で勤務する固定医師が内定いたしましたので、御報告いたします。

新たな固定医師は阿部元輝医師で、札幌市在住、昭和48年生まれの50歳。平成18年に北海道大学大学院医学研究科博士課程を修了後、北海道内の病院で外科医師として勤務し、現在は、市立病院と同じ医療療養病床のある岩見沢市立栗沢病院に平成27年4月から勤務され、医長として内科・老年内科を担当されております。

なお、阿部医師の着任後におきましても、固定医師2名体制となることから、引き続き、北海道大学病院及び北海道地域医療振興財団の支援を受け運営してまいりますが、高齢者の多い本市にとって、老年内科に精通された固定医師を確保することができましたことは、市立病院において医療の充実が図られるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第3号定期監査等結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第3号は、報告済みといたします。

市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（本田加津子君） 日程第6 市政執行方針演説を行います。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

令和6年度市政執行方針。

第1回定例市議会の開会に当たりまして、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私が市長に就任してから3年半がたとうとしておりますが、この間、市民が主役のまちづくりを信条に、「誰もが住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現に向け取り組んでまいりました。残された任期につきましても、より一層の決意と確かな未来に向けて、引き続き、郷土歌志内の発展のため、情熱を持って市民の皆様とともに市政の運営に努めてまいり所存であります。

新型コロナウイルス感染症の長期にわたる世界的流行に加え、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢は大きな変革期を迎えており、原油価格や物価の高騰の影響は今後も続くことが見込まれるなど、我が国の経済を取り巻く環境に厳しさが増しております。

こうした中、本市においては、国の臨時交付金を活用して、地域経済並びに物価高騰対策や福祉・医療施設等への支援など、必要な事業を実施し、市民生活や地域経済への影響を最小限にとどめるよう取り組んでまいりました。

新年度におきましては、人口減少や少子高齢化が進む中にあっても、未来を見据え、持続可能なまちづくりを進めるため、第7次基本構想を含む、次期総合計画・総合戦略の策定準備をスタートさせ、喫緊の地域課題に対応した行政運営をはじめ、本市の進むべき道しるべを市民の皆様と協働によりつくり上げてまいります。

一方、本市の財政構造は、自主財源である市税は、人口減少に伴う経済・産業の縮小の影響により、歳入の占める割合は僅かであり、依存財源である地方交付税が大宗を占め、政策的な経費に充てる財源に余裕がない硬直化した状況が続いております。

そのような中、市民サービスの維持並びに社会ニーズの多様化によるサービス拡充や、新たな政策課題への取組が求められており、限られた財源の中、計画的で効果的な財政運営とともに

に、歌志内の将来をしっかりと見据えながら、各種施策事業の着実な推進に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和6年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

多様化する地域課題に対応していくためには、市民の皆様との対話の場をより一層設けることで、その思いに寄り添い、行政に対する要望を的確に把握した上で、共感を得ながら施策事業を進める必要があります。

市民の皆様が住み慣れた地域で将来とも安心して暮らしていくためには、自らが、まちづくりや地域課題に関心を持ち、主体的に取り組むことが不可欠なことから、地域団体などが取り組む諸活動に対して、必要な支援を継続し、市民と行政が共通する目的の達成に向け、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしな見やすく親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見などを反映するとともに、先行事例を研究するなど、より一層市民に伝える・伝わるための紙面の工夫の内容の充実に努めてまいります。

公式ホームページは、市民に必要な情報を分かりやすく提供するとともに、フェイスブックやYouTubeも活用しながら、市の魅力やタイムリーな情報の発信に努めてまいります。

また、多くの市民と直接対話を進めるため、町内会連合会との情報交換会や歌志内学園児童生徒と市長が語る会、ふれあい市長室などを開催するほか、昨年開催したまちづくり懇談会につきましても必要に応じ開催するとともに、行政情報の提供を行い、市民ニーズの把握に努めてまいります。

さらに、まちの将来あるべき姿などを語り合う場である歌志内／夢・まち未来会議から、新たな発想のもといただく貴重な御意見を地域課題の解決及びまちづくりの方向性を定めるための参考にしてまいります。

非核平和活動につきましては、地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加費用を負担するほか、参加を希望する市民への助成を継続するなど、市民の恒久平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、全ての年齢層の職員に対し各種研修参加を促進し、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発による資質の向上を目的とした先進地視察などの自主研修、さらには行政実務能力、政策形成能力の習得を目的とした市町村アカデミーなどでの高度で専門的な研修への派遣を継続してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少が続く中、依然厳しい状況に変わりはなく、限られた財源を効率的、効果的に活用し、持続可能な財政構造を目指し、将来世代に負担を残さぬよう一層の健全化に努めてまいります。

また、現在の庁舎は、建設から60年近くが経過し、老朽化が深刻であり、防災拠点としても脆弱であるため、新たな庁舎の在り方について検討を開始することといたします。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合の構成市町において、圏域内の課題解決に向け、共通認識のもと、相互補完及び創意工夫を図るとともに、中空知定住自立圏形成協定に基づく各種取組を推進してまいります。

また、空知全体の活性化や魅力発信などの広域的事業を推進するため、引き続き北海道空知地域創生協議会に参加することで、移住・定住の取組を含め、持続可能な地域の実現と活性化に努めてまいります。

情報化に関する取組につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律や国

の自治体DX推進計画に基づいて、情報システムの標準化や行政手続のオンライン化により、住民の利便性向上と行政運営の効率化に向けて取り組んでまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行とともに、千歳市へのラピダス進出決定により、周辺地域はもとより、全道的に産業経済の活性化が期待されております。しかし、市内商工業者を取り巻く環境は依然として厳しいことから、消費経済の喚起を目的に商工会議所が実施しているプレミアム付商品券発行事業への支援はもとより、うたしない企業の笑顔応援補助金並びに起業を目指す方への創業支援事業補助金を継続するとともに、制度の実効性を高めるための検討を進めるなど、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

企業誘致活動につきましては、対象企業の発掘や誘致企業に向け、独自の取組はもとより、歌志内市産業振興アドバイザーの専門的な知識及び経験に基づく助言や情報提供を得ながら推進してまいります。

また、本市における重要課題でありました買物の利便性向上につきましては、スーパーマーケットのオープンから1年を迎え、市内商業の中核としての位置づけはもとより、地域のにぎわいの醸成に努められるよう期待するとともに、併設する地域交流施設の効果的な活用に努めてまいります。

鉱業の振興につきましては、北海道電力株式会社奈井江発電所及び砂川発電所の令和9年3月末での廃止が決定され、空知炭礦グループによる露頭炭採掘の終了により、地域経済及び雇用に大きな影響を与えることから、北海道をはじめとする近隣市町、関係機関との情報共有に努めながら、必要な支援並びに対策を講じてまいります。

次に、農業の振興につきましては、民間法人へ譲渡し3年目を迎えたワイン用ぶどう栽培事業は、これまでの取組の成果から一定程度の収穫量が見込めるとのことから、独自のワインの醸造による事業の安定化に期待するとともに、6次産業化に向け、事業者はもとより、関係機関と連携し、必要な支援を行ってまいります。

また、市内農業者を対象に農業等振興補助金を交付することで、安定的な経営に資するよう支援を継続してまいります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、春・秋のエゾシカ一斉駆除をはじめ、近年、市街地まで出没しているヒグマ対策として、猟友会や警察との連携、さらに近隣市町との情報共有を図るなど、広域的な対策を含め取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、歌志内市観光振興計画を基に、観光産業を主たる地域産業に成長させることを目指し、取り組んでまいります。

また、地域をおこし協力隊員を引き続き採用し、イベントの企画立案をはじめ、観光情報等の発信に努めるとともに、道の駅附帯施設については、本市の観光情報発信の中心的施設として、効果的な活用に向け指定管理者の選定に取り組んでまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、コロナ禍による影響からはほぼ脱したものの、近隣を含めた人口減少による利用者の減少及び施設の老朽化への対応など厳しい経営が続いておりますが、地域おこし協力隊員の派遣を含め、引き続き市民の健康増進施設として必要な支援を行うとともに、同社と連携のもと、スポーツ合宿等の誘致を進めてまいります。

労働行政につきましては、各分野において、人手不足や人材不足、従業員等の高齢化が進んでいることから、商工会議所やハローワークなど関係機関との情報共有や、広報紙などを利用した事業所への各種制度の情報提供を進めるとともに、合同企業説明会への参加を促進するな

ど、人材の確保及び雇用の確保に努めてまいります。

次に、定住化対策につきましては、充実した子育て支援制度や教育環境を総合的にPRするとともに、移住応援助成金制度や子育て中の女性を対象とする就労のために必要な資格や免許の取得助成制度など、子育て世代を中心とした定住化の推進に努めてまいります。

なお、交流人口を増やす取組といたしましては、かもい岳スキー場や雲海の里かもい岳、チロルの湯などを経営している民間企業との連携強化、さらに市民祭りや冬の風物詩であるなまはげ祭りなど、積極的に活動されている諸団体への支援を継続するとともに、新たな地域資源の発掘を含め、本市ならではの魅力ある地域づくりを進めてまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、歌志内市地域福祉計画に基づき、誰もが住みたいと思える福祉のまちづくりに取り組むとともに、社会福祉協議会が地域福祉活動の拠点として効果的に機能するよう支援と連携を図ってまいります。

また、多様化する福祉課題に着実に取り組み、全ての市民が健康で幸せな人生を長く続けられるよう、引き続き「健幸寿命の延伸」を目指してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる施策事業について着実に取り組んでまいります。

なお、実証実験を行った公共交通機関のバス及びタクシーを利用した市内移動支援につきましては、新年度より本格実施に移行し、ひきこもり防止や社会参加ができるよう、外出支援を行ってまいります。

歌志内市デイ・サービスセンターにつきましては、高齢者の在宅生活を支援し、地域社会とのつながりを促進するための重要な役割を担っており、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられますよう、エアコン増設などの環境整備を行ってまいります。

また、市内福祉施設に就労し、定住する意識を持って転入される方に対して、新たに支援金を交付することにより、不足している人材の確保とともに、移住の促進を図ってまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園における質の高い幼児教育の提供とともに、関係機関や教育委員会と連携し、充実した保育の場を確保し、利用する全ての子どもたちに体験や学習、交流などの機会を引き続き提供してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「歌志内市障がい者計画」及び「歌志内市障がい福祉計画」に基づくほか、広域連携による支援策の継続を含め、各種サービスの提供を推進し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

保健行政の推進につきましては、人生100年時代が到来することを踏まえ、「歌志内市健康増進計画」に基づき、市民の誰もがより長く健康で幸せに暮らし続けられるよう、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

また、国民健康保険事業の一環として、被保険者の健康の保持増進のため、データヘルス計画・特定健康診査等実施計画に基づく、特定健康診査の受診率向上や、特定保健指導及び重症化予防事業を実施してまいります。

感染症対策事業につきましては、インフルエンザ予防接種の無料接種を引き続き18歳以下の子供、妊婦及び高齢者を対象に実施するとともに、新型コロナワクチンの定期接種化に伴う接種費用の自己負担の一部を助成することにより、重症化の予防と経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、带状疱疹のワクチン接種による予防対策は高齢者の健康を守るために重要であること

から、新たに接種費用の一部を助成することにより、接種者の増につなげ、帯状疱疹の発症及び重症化の予防に取り組んでまいります。

病院事業につきましては、「歌志内市立病院経営強化プラン」に基づき、経営の健全化に努めるとともに、令和7年度よりリハビリテーションが再開できるように取り組んでまいります。

また、医師体制につきましては、新たな医師1名を迎え、固定医師2名体制に変更はありませんが、引き続き北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援を受け、安定的な医療の提供に努めてまいります。

建設改良工事につきましては、院内照明のLED化の工事を行うとともに、医療機器等につきましては、検査システムや患者送迎車などの更新を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、北海道が実施主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組んでおります。

なお、適正な保険税の賦課・徴収に努めるとともに、北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図りながら、各種保健事業を推進し、事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は、「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるため、北海道とともに道路や河川、治山施設などの日常的なパトロールを実施し、安全確保に努めるとともに、必要に応じて北海道に対し維持管理などの要望を行ってまいります。

道路事業につきましては、道路舗装の維持補修等を行うなど、安全な通行を確保するとともに、市内各所にある案内表示板の取付、更新等を行うことで、利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、市民の安全安心の確保をはじめ、消費電力の節減に向け、引き続き防犯灯のLED化を推進してまいります。

橋梁整備につきましては、歌志内市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の延命化に向け、計画的な修繕事業を行うことで安全性の確保に努めてまいります。

河川事業につきましては、近年の局地的豪雨被害対策及び普通河川の維持のため、引き続き河川のしゅんせつや護岸改修など、浸水対策の強化に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、歌志内市立地適正化計画に基づき、居住機能や医療・福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導を図ることで、コンパクト化を促進し、機能的で利便性の高い快適なまちづくりを進めてまいります。

市営住宅の整備につきましては、既存住宅の長期的活用や住環境の改善を図るため、東光三区地区改良住宅2棟32戸の屋上防水・外壁塗装及び東光三区地区改良住宅1棟20戸の灯油メーター器更新を実施するとともに、中村中央地区改良住宅1棟6戸の解体除却のほか、市営住宅の集約化を進めてまいります。

また、新たに策定した「歌志内市住生活基本計画」及び「歌志内市公営住宅等長寿命化計

画」に基づき、市営住宅を中心としたコンパクト化を進めてまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、マンホール内の目視点検を継続するほか、カメラ調査による結果に基づき、不明水の止水対策を行ってまいります。

また、地方公営企業法を適用した会計につきましては、持続的かつ安定的な運営に努めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、看板設置や広報紙、巡回等による啓発を行うことで、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るなど、環境美化に努めてまいります。

また、市民等に対する蜂の巣駆除に要した費用の一部助成を継続し、安全な生活環境の維持を図ってまいります。

環境保全の推進につきましては、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

今後、地域の自然的社会的特性に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行うため、「地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定し、安心して暮らせる持続可能な社会を実現するため、脱炭素社会を目指した取組を進めてまいります。

ごみの減量と再資源化につきましては、市民や地域、団体などと連携を密にするとともに、資源回収奨励金の交付により資源物の回収促進に努め、再資源化を図ってまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において、円滑に適正処理されるよう、同連合などと連携を図るとともに、施設から排出された焼却灰を処理する東光最終処分場の適正な管理運営に努めてまいります。

また、上歌最終処分場につきましては、引き続き適正な管理運営により、一般廃棄物の受入れに努めてまいります。

なお、赤平市からの一般廃棄物につきましては、広域的な行政運営という視点に立ち、常に情報共有を図りながら、受入れを継続してまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合及び赤平市との連携を図りながら、適正な共同処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、多種多様化する災害に迅速に対応するため、消防資機材の整備・充実はもとより、消防団員の教育・訓練の強化に努めてまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正の徹底及び住宅における防火指導などによる啓発活動の強化を図り、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景とした業務の高度化に対応するため、引き続き特定行為等を行う救急救命士を主体とした教育研修を行うとともに、近年増加傾向にある救急出動事案を検証し、救急車の適正利用に係る啓発活動に努めてまいります。

また、消防の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画を踏まえて、諸課題の調査・検討を進めるとともに、引き続き関係機関と協議してまいります。

防災対策につきましては、避難訓練や防災ハザードマップを活用した説明会を開催するなど、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、防災に対する正しい知識や自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

また、食料や生活用品などの防災備蓄品につきましては、計画的に更新・整備を行いながら、効果的な備蓄や活用に努めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関と連携しながら、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

次に、交通安全の推進につきましては、交通事故死ゼロ5,000日の目標達成に向け、関係機関や団体と連携のもと、引き続き交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、交通安全運動及び啓発活動を行い、交通事故抑制対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、悪質商法や靈感商法、振り込め詐欺など、複雑かつ巧妙化する中、消費者被害の未然防止と被害相談への迅速な対応が求められているため、引き続き滝川地方消費者センターなど関係機関と連携し、消費者保護に努めてまいります。

第5は、「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

少子高齢化や急速な技術革新、グローバル化の進展などにより、将来の予測が困難な時代の中であって、教育を取り巻く環境も多様化、複雑化しております。このような状況下にあっても、次代を担う子供たちの健やかな成長は市民共通の願いであり、第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるまちの目指すべき姿であるオンリーワンの子育て・教育と人づくりを大切にすまのの実現に向け、教育委員会との連携を強化しながら、教育の一層の充実、発展に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、義務教育学校「歌志内学園」の安定した運営を支えるため、学校や教育委員会との連携、情報共有に努めるとともに、充実した学びの場となるよう、必要な支援を行ってまいります。

また、児童・生徒の給食費無料化や高等学校等就学支援金の支給をはじめとする各種支援策を引き続き実施し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

社会教育につきましては、子供から高齢者まで、全ての人が生涯にわたって学び続ける意欲を持てるよう、各種事業、行事などへの支援を行ってまいります。

また、コロナ禍前の日常に戻りつつある中、コミュニティセンターや図書館、郷土館などの社会教育施設がこれまで以上に幅広く利用されるよう、健康で生きがいのある生活などを支援する学習活動の充実に努めるとともに、文化・芸術・スポーツ活動の振興を図るため、関係団体などの活動を支援してまいります。

児童センター等一元化施設の整備につきましては、令和7年度の完成、供用開始に向け新築工事に着手いたします。子供の居場所づくりや市民体育館の代替機能だけではなく、地域交流の場として、市民誰もが気軽に立ち寄り、居心地のよい時間を過ごすことができるよう、施設の有効活用に向けた検討を進めてまいります。

私からの教育分野の概要について御説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長から教育行政執行方針の中で申し上げます。

以上で、令和6年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

今、日本の人口は減少傾向に転換し、全国的な少子高齢化、過疎化が一層進むことで地域社会に様々な影響を及ぼしております。

このような中、昨年末には将来の人口推計が公表され、本市の人口も著しく減少する数値となっておりますが、これを避けるためには、まちづくりの根幹である歌志内市総合計画に掲げる一つ一つの施策事業を着実に推進していくことが必要であります。

新年度は、歌志内市後期基本計画が5年目を迎え、次期計画への準備段階に入ります。この

ため、現計画の進捗状況の確認はもとより、課題の整理に取り組みながらも、引き続き「誰もが住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現に向け、その取組を全力で加速させる決意であります。

国内外に不安定な状況や長引く物価高騰など、市民生活を取り巻く厳しい環境をすぐに改善することは難しいと考えますが、市民一人一人が安全・安心に、そして心豊かに暮らすことのできるまちづくりに向け、新年度につきましても、市民の皆様の声をしっかり受け止めながら、市政運営に最善を尽くしてまいります。

議員各意並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げ、令和6年度の市政執行方針といたします。

○議長（本田加津子君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） —登壇—

令和6年度教育行政執行方針。

令和6年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。はじめに。

人口減少や少子高齢化のさらなる加速、グローバル化の進展に加え、生成AIに象徴される急速な技術革新など、社会環境が大きく変化する中であって、教育をはじめとする様々な分野で、将来の予測が困難な時代を迎えています。

このような変化の激しい時代にあっても、豊かな人生を切り拓き、一人一人が持続可能な社会の創り手となるためには、学校教育、社会教育それぞれが効果的に連携し、生涯にわたって学び続けることが重要であり、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育を実現することが求められています。

こうした中、本市においては、歌志内市総合計画後期基本計画及び第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各種施策の推進に全力を傾注しているところであり、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である「豊かな心を育む教育と文化のまち」の実現に向け、次世代を担う子供たちを守り育て、生涯学習社会に対応した社会教育の充実に全力を尽くしてまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「学校教育の充実」であります。

義務教育学校歌志内学園は、開校4年目を迎え、「夢の実現に向かって変化する時代を力強く生き抜く子の育成」を教育目標に掲げた教育活動も、保護者や地域の皆様の御理解を得ながら、高い成果を上げてきたものと認識しております。

義務教育9年間を見通した教育課程を編成する中で、子供たち一人一人の可能性を引き出す教育を推進し、歌志内学園だからこそできる連続性や系統性を重視した教育活動をより明確にし、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指し、次の5点をもって学校教育の充実に図ってまいります。

（1）教育内容の充実。

子供たちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加え、急速に進化するICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的・対話的で深い学びを実現させる必要があります。

そのために、引き続き教科担任制を前期課程の一部より導入し、専門性を身につけた教員の

指導によって授業の質を向上させると同時に、確かな学力の定着を図るため、学習支援員の配置も継続してまいります。

また、児童生徒一人一人の学習成果を客観的に把握し、事後指導に役立てるための検査等の活用を充実させてまいります。

GIGAスクール構想により整備した1人1台端末は、デジタルドリルの有効利用などもあり、充実した授業内容が図られているほか、持ち帰りによる家庭学習や不登校などにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細やかな対応にも効果が生まれています。

今後もICT環境の充実や必要な家庭へのオンライン学習通信費の負担、ICT支援員の配置などを行うとともに、高等学校等入学時のパソコン購入費助成も継続してまいります。

一方、子供が命の尊さを知り、他者への理解や思いやり、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むための道徳教育については、いじめの問題などへの対策としても充実させる必要があることから、講演会を開催するなどの取組を行ってまいります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブ教育の理念のもと、全ての子供たちが障がいの有無や多様な個性を互いに認め合い、支えながら学んでいくことのできる環境を醸成するため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進してまいります。

(2) 学習環境の充実。

前期課程における学級編成につきましては、よりよい教育環境を維持するため、市費負担による教員を確保し、全ての学年での単式学級の継続を図ってまいります。

また、長期休業を活用した学習機会の提供や、外部講師による公的学習塾を開設することにより、自主的に学習しようとする児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいります。

いじめ防止対策や不登校児童生徒への支援につきましては、学校全体でいじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の充実に取り組み、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、あるいは学びの機会が失われないよう、家庭や関係機関と密接な連携を図り、迅速で適切な対応を心がけてまいります。

施設整備につきましては、屋内消火栓設備改修のほか、グラウンド整備や体育館建具改修などを行い、安全・安心な学校施設の維持を行ってまいります。

また、老朽化の著しい教職員住宅につきましては、転勤の多い管理職等に対して安定的で良好な住居環境を提供するため、建替えを行ってまいります。

(3) 学校給食の充実。

学校給食につきましては、育ち盛りの子供に質、量ともに満足できる給食を届けるため、メニューの工夫や改善を図りながら、安全・安心な給食提供に努めるとともに、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭を中心として発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

また、給食センターの今後の在り方について、検討を重ねてまいります。

(4) 地域連携の充実。

歌志内学園で導入しているコミュニティ・スクールにつきましては、学校、家庭、地域との連携強化を図りながら、子供や学校が抱える課題を共有し、地域学校協働活動を通じた学校支援を企画するなどして、地域ぐるみで支える学校づくりを進めてまいります。

一方で、児童生徒が地域の中で積極的に活動する機会や場面づくりを検討してまいります。

また、子供たちが非行や犯罪に巻き込まれることなく、安心して過ごすことができるよう、地区補導員や関係機関との連携を強化するとともに、各町内会・自治会やこども110番の家

からの協力を得ながら、巡視や見守り活動を続けてまいります。

(5) 子育て支援の充実。

長期化する物価高騰の影響により、市民の経済的負担と将来への不安はより厳しさを増しており、日常生活にも大きな支障を来しています。

このような状況にあっても、児童生徒を持つ家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えるため、学校給食費無料化や歌志内学園修学旅行費用の全額助成、後期課程進級時のトレーニングウェア等の支給、高等学校等就学支援金をはじめとする充実した子育て支援策を引き続き実施してまいります。

第2は、「社会教育の充実」であります。

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康で潤いのある豊かな生活を送るためには、日常生活で社会や多くの人々と関わりながら学んだ知識を生かすことが必要です。

その一方、人口減少やライフスタイルの変化により、人と人とのつながりが希薄化し、加えて長く続いた新型コロナウイルス感染症対策により、今もなお外出を控える傾向が続いており、市民一人一人が生涯を通じて学び続けられる生涯学習環境の基盤づくりが急がれております。

これらの課題解決のため、第8次歌志内市社会教育中期計画の基本目標である、「地域への愛着や誇りの育成と時代の変化への対応」に向けた各種取組を推進するとともに、地域の中で生きる力や豊かで強い心を培い、社会や家庭で学んだことを様々な場で生かすことができるよう、次の6点をもって社会教育の充実を図ってまいります。

(1) 幼児教育及び家庭教育、放課後児童対策の充実。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭における教育が全ての教育の出発点と言われ、家庭との触れ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操や思いやりを育むことができます。

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、認定こども園と歌志内学園が連携し、必要な情報共有や学習機会を設け、子育て支援及び教育内容等の充実に努めてまいります。

また、児童館、児童センターにおける各種事業を引き続き実施し、子供たちにとって快適な居場所となり、利用が促進されることを目指してまいります。

(2) 成人・高齢者教育の充実。

誰もが人生どの時期においても必要なことを自ら学び、その成果を個人生活や社会に生かすことが今後ますます重要となってきます。

市民講座チロル学園につきましては、受講生にとって身近で関心の高いテーマを中心とした学習機会の提供に努めるとともに、自らが持つ豊かな知識や経験を社会に還元しつつ、よりよい社会をつくる主役として、自身の生きがいが見つかる機会を積極的に選び取れるよう、様々な活動を推進してまいります。

(3) 読書活動の推進。

子供の読書活動につきましては、歌志内学園と連携し、学校図書の実質や図書室の運営面での支援を行い、子供たちが読書を通じて健やかに成長し、よりよい読書習慣を身につけることができるよう努めてまいります。

市立図書館につきましては、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるため、蔵書の更新や貸出業務のほか、インターネットサービス、読み聞かせ等の読書推進事業を実施し、より多くの市民に利用されるよう努めてまいります。

また、子育て世代に家庭での読み聞かせを推奨する資料の配付や本の宅配サービスを継続し

ながら、新規利用者の開拓を行ってまいります。

(4) 生涯にわたるスポーツ活動の充実。

スポーツは、明るく活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものです。

学校における体力・運動能力の向上につきましては、従来からある体力向上アプローチプログラムに基づいた取組を行うとともに、放課後や昼休みなどの自主的な運動機会の充実を図ってまいります。

また、市民の健康保持と増進につきましては、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるニュースポーツの普及や、日常生活に取り入れやすい運動方法を教えるフィットネススクールなど、楽しんで体を動かすことのできるスポーツ推進事業を展開するとともに、冬場の運動不足解消のため、スキー場のシーズン券購入費助成を継続してまいります。

一方、学校における部活動の在り方につきましては、国が示したガイドラインでは、令和7年度までを改革推進期間として休日の地域連携・地域移行などを進めることとしておりますが、受け皿となる団体や指導者の確保はもとより、今後、児童生徒の減少に伴い部活動の存続自体が懸念されることから、北海道や近隣市町の動向を見極めながら必要な対策を検討してまいります。

(5) 芸術・文化の充実。

芸術・文化は、生活に豊かさや潤いをもたらす、価値観を共有しながら交流を深めることができます。

コロナ禍からの回復が着実に進み、芸術・文化の面においても従来の活動を取り戻しつつある中、文化連盟や各種サークル活動への支援を継続するほか、市民芸術文化祭や音楽コンサートなどを通じて、市民が芸術・文化に触れ、自らがまちの文化を担うという意識の醸成を図ってまいります。

(6) 社会教育施設の適切な管理と運用。

児童センター等一元化施設につきましては、令和7年度の完成、供用開始に向け、新築工事に着手します。学校と認定こども園に加え、児童館、教育委員会などを含めた一元化施設が同じ敷地内に集約されることにより連携がさらに強化され、子育て・教育の拠点として、それぞれの機能が十分に発揮できることを目指してまいります。

また、施設整備の基本コンセプトの一つである、子供たちが集まり、遊びなどを通して学べる場として、放課後の子供の居場所づくりを充実するだけでなく、図書館やコミュニティ機能、市民体育館の代替機能などを備えた複合施設として、多くの市民が気軽に利用し、世代間交流が一層進むことによる付加価値を高めるため、ソフト面を中心に有効活用に向けた検討を進めてまいります。

コミュニティセンターうたみんにつきましては、地域コミュニティの拠点機能として多くの市民が相互に学び合い、交流を深めることができるよう、サークル活動などを通じて、それぞれの知識や技能、経験を深める機会を提供しながら利用を促進してまいります。

なお、一元化施設の供用開始後は、図書館や教育委員会事務局の一部を移転する予定としておりますが、図書コーナーを設けるとともに、これまで同様、サークル活動や各種イベントなどでの利用を促進し、本町地区の拠点施設として多くの市民が利用できる環境づくりを進めてまいります。

その一環として、講堂の舞台装置の一部改修や音響機器整備、エアコン整備などを実施してまいります。

市民体育館につきましては、老朽化に伴い、冬期間の使用に一部支障を来しておりますが、一元化施設の供用開始までは、これまでと同様、運営するとともに、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを引き続き促進してまいります。

郷土館ゆめつむぎにつきましては、郷土の歴史や文化を継承し、多くの方々に伝える拠点として活用していくため、展示室の計画的なリニューアル等について検討を行ってまいります。

なお、地域おこし協力隊員による魅力発信や郷土文化の伝承なども引き続き行ってまいります。

旧空知炭鉱倶楽部こもれびの杜記念館につきましては、老朽化が著しく、施設見学にも支障を来していることから、早期の閉館、解体を予定しておりますが、本市における貴重な歴史遺産であったことから、炭鉱の歴史の一つとして伝承していくための取組を検討してまいります。

以上、令和6年度の教育行政の執行方針について申し述べました。

むすびに。

教育委員会といたしましては、本市が築き上げた歴史や文化を学校教育、社会教育それぞれの場で効果的に活用しながら、次世代の人を育むまちづくり、地域の絆を育む人づくりを積極的に推進するとともに、教育に対する市民の期待に応えるためにも、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善をつくす所存であります。

市議会をはじめ、市民の皆様への教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の教育行政の執行方針といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、3月8日、11日、12日の3日間を予定しております。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第3号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

記。

住所、歌志内市字神威291番地。

氏名、三戸貴幸。

生年月日、昭和56年12月18日。

提案理由は、公平委員会委員、石井吉三郎氏が令和5年12月9日に逝去されたので、新たに選任しようとするものでございます。任期は、令和9年6月24日まででございます。

次ページをお開き願います。

三戸貴幸氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内字神威291番地。

現住所、歌志内字神威291番地。

学歴、平成17年3月、札幌大学法学部法学科卒業。

職歴、平成17年4月、株式会社太陽グループ入社。平成19年8月、株式会社太陽グループ退社。平成24年12月、歌志内自動車学校入社。平成25年12月、歌志内自動車学校退社。平成27年6月、三戸行政書士事務所開業。令和3年9月、三戸社会保険労務士事務所開業。

以上でございますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第4号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報照会・提供が可能となる事務及び特定個人情報の規定が改正されることから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第2条は、定義の規定でございます。これまで、法律において情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供、いわゆる情報連携を行う事務及び特定個人情報について別表第2で定めておりましたが、今回の法改正により、同表を廃止し、引き続き情報連携が可能になるよう、その内容を主務省令で定めるほか、これに関連する文言をそれぞれ、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報という用語での表記に改正されます。

このことから、本市の条例においても、法改正に倣い、条文を整備するため、第2条第5号に「特定個人番号利用事務」、第6号に「利用特定個人情報」の規定を新たに加えるものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲の規定でございます。これは、法律の別表第2に規定の事務や特定個人情報を引用している条文につきまして、今回、第2条で加える規定の用語にそれぞれ置き換えるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するものでございます。

一部を改正する法律の施行の日は、公布の日から起算して、1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、明確になっていないことから、法律の施行の日としております。

なお、同法を所管するデジタル庁からの情報では、本年5月末頃の施行を予定しているとのことであります。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第5号歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく空家等対策協議会の委員を追加するとともに、市内の会議に参会する委員に支給する費用弁償について、市外居住者は職員に対する旅費支給の例により支給できるよう関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

第3条は、費用弁償の規定でございます。現在、委員の費用弁償は、市内外問わず800円を支給しておりますが、市外居住の委員には、職員に対する旅費支給の例により支給できるよう所要の改正を行うものでございます。

別表1は、委員に支給する報酬及び費用弁償の表でございます。「空家等対策協議会の委員」を追加するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名いたします。

条例・予算等審査特別委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬

道さん、川野敏夫さん、女鹿聡さん、下山則義さん、以上のとおり指名いたします。

議 案 第 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第10 議案第6号歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の3ページを御覧願います。

第2条は、会計年度任用職員の給与の規定でございます。会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。

第8条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定でございます。フルタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるよう条文を加えるものでございます。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定でございます。任期の定めが、6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について規則で定めるものを除き、本規定を準用することを次条において規定するものでございます。

第17条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定でございます。資料は4ページにわたります。パートタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるよう条文を加えるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。育児休業中の会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給できるよう、関係条文を整備するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第11 議案第7号かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第7号、かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、M・かもい岳株式会社が所有する宿泊施設の再開に当たり、かもい岳温泉の名称を雲海の里かもい岳に変更したため、題名及び関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例。

かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例（令和5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

題名及び第1条中におきまして、提案理由にもありますとおり、「かもい岳温泉」の名称を「雲海の里かもい岳」に変更するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の条例の改正は、名前が変わるからということで、承知はいたしております。

ただ、かもい岳に関して、産業開発促進条例も一緒にいろいろ絡んでいることだと思っておりますけれども、これについて、期日云々のことで、一緒にこの産開条例の改正に当たってという

ことで、今回何で出てきていないのか、ちょっと知りたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 産開条例の改正につきましては、さきの行政常任委員会でも報告いたしました。専決処分で行いたいというお話をさせていただいております。

それは……。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 大変失礼いたしました。

産業開発条例につきましては、M・かもい岳が指定事業所ということになっておりますので、名称変更の部分では影響ないかなというふうに思います。

また、産開条例の改正につきましては、さきの行政常任委員会でもお話ししたように、過疎省令の関係で、省令が決定次第、専決処分で行いたいというお話で説明させていただいたところであります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 恐らく、昨年、多分過疎計画がいろいろ変わっていると思うのです。そのときに産開条例のそういったことも一緒に変えて、記述だったりの変更、附則か何かでうたって出すというのが本来の姿だったのではないかなと思うのですけれども、それから考えると、12月に出てこなかったのが、今回の会期中に追加として出してもいいのかなという感じはしているのですけれども、その辺はどうなのですかね。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） かもい岳スキー場、M・かもい岳が事業者ですけれども、産開条例によって減免を受けている部分は、条例の中で3年間ということで、その期限が来るということになるので、産開条例のほうでは受け入れられないということになります。

ただ、今回の産開条例の延期というのは、先ほど申し上げましたように、過疎省令が令和9年まで延長するというので、それに伴って改正するものでございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（本田加津子君） 日程第12 議案第8号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第8号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご提案申し上げます。

提案理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の6ページを御覧願います。

第4条から第13条までの改正ですが、資料は8ページにわたります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う、関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことから、引用条文を整理するものでございます。

第15条は、特定教育・保育の取扱方針の規定でございます。資料は9ページにわたります。引用条文の整備を行うほか、厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第20条の改正につきましては、先ほど第4条から第13条までの改正で説明いたしました、こども家庭庁設置法の施行に伴い、引用条文を整理するものでございます。

第23条は、掲示の規定でございます。デジタル化の推進に伴い、従来からの書面での掲示に加えて、インターネットを利用しての閲覧ができるよう義務づけられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第26条は、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定でございます。民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、規定を削除するものでございます。

第35条から第39条までの改正でございますが、資料は12ページにわたります。先ほど、第4条から第13条までの改正で説明いたしました、こども家庭庁設置法の施行に伴い、引用条文を整理するほか、文言の整理をするものでございます。

第44条は、特定地域型保育の取扱方針の規定でございます。厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第50条は、準用の規定でございます。資料は13ページにわたります。先ほど御説明いたしました、第26条の削除に伴い、関係条文を整理するものでございます。

第51条及び第52条の改正ですが、資料は15ページにわたります。先ほどから御説明しております、こども家庭庁設置法の施行に伴い、引用条文を整理するものでございます。

第53条は、電磁的記録等の規定でございます。フロッピーディスクやCD-ROM等の特定の記録媒体提出を求める規定を、手続のオンライン化等にも円滑に対応できるよう所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 9 号

○議長（本田加津子君） 日程第13 議案第9号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第9号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正に伴い、安全管理の徹底に係る規定を追加するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の16ページを

御覧願います。

第7条の2は、安全計画の策定等の規定でございます。利用乳幼児の安全の確保を図るため、職員の研修及び訓練等の実施に係る計画を策定することなどを定めるものでございます。

第7条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認の規定でございます。利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動等に際し、自動車を運行する場合は、利用乳幼児の所在を確実に把握することを定めるものでございます。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の規定でございます。資料は17ページにわたります。他の社会福祉施設を併設している場合、設備の供用や職員の兼務ができないこととされていましたが、今回の改正により、保育に支障が生じない場合に限り、供用や兼務が可能となったことから所要の改正を行うものでございます。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定でございます。民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、規定を削除するものでございます。

第14条は、衛生管理等の規定でございます。感染症及び食中毒の予防、まん延防止のため、必要な措置を講ずることとなっておりますが、研修や訓練を定期的を実施することを明確化するための改正を行うものでございます。

第25条は、保育の内容の規定でございます。厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 0 号

○議長（本田加津子君） 日程第14 議案第10号歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第10号歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例。

歌志内市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の18ページを御覧願います。

第4条は、入園資格の規定でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことから、引用条文を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第15 議案第11号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第11号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省

令第63号)の改正に伴い、安全管理の徹底に係る規定を追加するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の19ページを御覧願います。

第6条の2は、安全計画の策定等の規定でございます。利用者の安全の確保を図るため、職員の研修及び訓練等の実施に係る計画を策定することなどを定めるものでございます。

第6条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認の規定でございます。利用者の事業所外での活動、取組等のための移動等に際し、自動車を運行する場合は、利用者の所在を確実に把握することを定めるものでございます。

第12条の2は、業務継続計画の策定等の規定でございます。資料は20ページにわたります。感染症や災害発生時において、早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めることなどを定めるものでございます。

第13条は、衛生管理等の規定でございます。感染症または食中毒が発生しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修や訓練を実施するよう努めることを定めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(本田加津子君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(本田加津子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(本田加津子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(本田加津子君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長(本田加津子君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第12号から議案第16号まで

○議長（本田加津子君） 日程第16 議案第12号より日程第20 議案第16号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第12号から議案第14号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第15号の補正予算につきましては病院事務長から、議案第16号の補正予算につきましては建設課長から御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第12号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,952万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,150万9,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、金額、143万円。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍総合管理システム運用事業、金額、787万6,000円。

これらの事業は、法律の改正に伴うマイナンバーカード、戸籍及び戸籍の付票の氏名に振り仮名を追加することとなり、住民基本台帳システムの改修、戸籍情報システム及び戸籍付票システムの改修が必要となりましたが、年度内での完了が見込めないことから、令和5年度の繰越事業として繰越明許するものであります。

なお、財源につきましては、全額国の補助でございます。

4款衛生費2項清掃費、事業名、ごみ分別収集事業、金額、1,323万6,000円。

これは、じん芥収集車の購入に係る費用で、半導体関連部品の調達に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから、令和5年度の繰越事業として繰越明許するものでございます。

なお、財源については、地方債でございます。

第3表 地方債補正。

1、追加。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業。限度額、6,250万円。

本事業は、過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債であり、高齢者等生活支援事業として4,000万円、地域活動支援事業2,250万円を過疎地域持続的発展特別事業基金へ積み立てるものでございます。

なお、起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率は、3.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金の貸付条件または借入先と協議して決定するものいたします。

次に、2、変更。

起債の目的、じん芥収集車整備事業、補正前限度額1,200万円に120万円を増額し、補正後限度額を1,320万円に変更するものであります。増額の理由は、事業費確定に伴う同意予定額の増であります。

同じく筍沢線法面復旧対策事業、補正前限度額1,700万円に800万円を増額し、補正後限度額を2,500万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増でございます。

同じく歌神川向東線道路改良工事、補正前限度額1,200万円に530万円を増額し、補正後限度額を1,730万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増でございます。

同じくロータリー除雪車整備事業、補正前限度額4,200万円に1,800万円を増額し、補正後限度額を6,000万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増でございます。

同じく義務教育学校整備事業、補正前限度額1,800万円に150万円を増額し、補正後限度額を1,950万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増でございます。

同じく児童センター等一元化施設整備事業、補正前限度額2,800万円に570万円を増額し、補正後限度額を3,370万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増でございます。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額1,000万円から224万2,000円を減額し、補正後限度額を775万8,000円に変更するもので、限額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の減でございます。

続きまして、議案第13号に参ります。

議案第13号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億217万5,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第14号に参ります。

議案第14号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,090万1,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第12号から議案第14号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長(本田加津子君) 東所企画財政課長。

○企画財政課長(東所勝則君) それでは、私から、議案第12号から議案第14号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半となっておりますことから、単に執行額が減となったものは簡略な説明になりますこと、また事業の執行に当たりましては、経費節減による繰越財源の確保に努めておりますので、最終の決算において一定程度の不用額が生じることにつきまして御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第12号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、16ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費334万1,000円の減額補正は、会計年度任用職員の採用者がなかったため、報酬などの皆減による議会運営経費の減であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1億9,664万5,000円の増額補正は、庶務一般経費、庁舎管理経費、19ページに参りまして、電算システム運用経費、ふるさと応援寄附一般経費、20ページに参りまして、庁舎改修事業について、経費の決算見込みなどにより増減するほか、19ページの財政一般経費において、後年度の臨時財政対策債の償還財源として普通交付税の追加交付により措置された臨時財政対策債、償還基金費として減債基金への積立金1,000万円を増額するほか、決算見込みを勘案し、公共施設等整備基金へ1億5,000万円の積立金を増額、また、過疎地域持続的発展特別事業において基金への積立金6,250万円を増額するものでございます。

20ページの2目企画費126万5,000円の減額補正は、企画一般経費のバス路線運行維持負担金857万5,000円を増額するほか、地域づくり活動支援事業、地域おこし協力隊事業(農林業)、地域おこし協力隊事業(観光情報発信)の3事業費について経費の決算見込みにより、減額するものでございます。

22ページをお開き願います。

3目広報広聴費29万円の減額は、印刷単価の入札額の減による印刷製本費の減によるもので、4目市民生活推進費は財源区分の変更で、5目車両管理費159万7,000円から11目定住促進費38万4,000円の減額補正は、経費の決算見込みによるものでございます。

24ページに参りまして、2項徴税費149万6,000円の減額から4項選挙費392万7,000円までの減額は、システム改修内容の一部変更及び決算見込みによる戸籍住民一般経費以下、4事業の減額補正であります。

3款民生費1項社会福祉費255万2,000円の減額補正から、30ページに参りまして、4項児童福祉費833万2,000円の減額補正は、障害福祉サービス及び医療福祉に係る扶助費などの経費の確定及び決算見込みによる障害者福祉サービス給付事業、以下22事業

の増減によるものでございます。

次に、32ページに参りまして、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費1,624万1,000円の減額補正から、36ページに参りまして、4目墓地火葬場費14万1,000円までの減額補正は、経費の確定及び決算見込みによる減額でございます。

2項清掃費1目清掃総務費70万円の減額及び2目ごみ処理費350万3,000円の減額補正は、資源ごみ等減量事業に係る交付金の減や経費の確定及び決算見込みによる減額で、3目し尿処理費7万8,000円の増額補正は、経費の確定に伴う石狩川流域下水道組合負担金の増でございます。

3項1目とも病院費760万8,000円の減額補正は、病院事業会計繰出金の減で、4項1目とも水道費6万8,000円の増は、上下水道料金の福祉減免補填負担金確定に伴う中空知広域水道企業団への負担金の増額によるものでございます。

5款労働費1項1目とも労働諸費3,000円の増額補正は、砂川地域通年雇用促進協議会が実施する助成金事業の希望者増に伴う負担金の増でございます。

6款農林費、38ページに参りまして、1項1目とも農畜費151万2,000円の減額補正は、有害鳥獣運搬業務委託料などの減額によるものでございます。

7款1項とも商工費1目商工業振興費370万3,000円の減額及び4目観光費87万4,000円の減額補正は、経費の確定及び決算見込みによる減額でございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費3,000円の増額補正から、40ページに参りまして、5項住宅費1目住宅管理費246万3,000円の減額補正までは、各種工事や委託業務の入札減、経費の確定及び決算見込みによる減額並びに雪害による住宅設備等の修繕のため、一般修繕100万円の増などによるものでございます。

42ページに参りまして、9款1項とも消防費1目常備消防費46万2,000円及び2目非常備消防費90万7,000円、3目消防施設費25万6,000円の減額補正は、燃料費や光熱水費などの決算見込みによる減額によるもので、4目防災費は財源区分の変更でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費は、財源区分の変更によるものでございます。

44ページに参りまして、3目奨学費206万1,000円の減額補正から、50ページに参りまして、5項青少年対策費3目学童保育費5万1,000円の増額補正までは、各種工事に係る入札減、燃料費や光熱水費、各種補助金、扶助費などの経費確定及び決算見込みによる増減などによるものでございます。

12款1項とも公債費1目元金は財源区分の変更で、52ページに参りまして、2目利子290万円の減額は、市債の利率確定によるものでございます。

14款1項とも職員費1目職員給与費3,294万円の減額補正は、給料、共済費等の決算見込みによる職員給与費の減で、15款1項1目とも予備費1億5,508万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

なお、54ページから69ページは、給与費明細書でございますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりましては、歳出の事業費の増減等と連動する部分は理由が重複しますことから、簡潔な説明といたしますので、御了承願いたいと思います。

1款市税1項市民税2目法人5,000万円及び3項軽自動車税1目環境性能割25万円の

増額補正は、決算見込みによる増額でございます。

10款1項1目とも地方交付税2億4,210万5,000円の増額補正は、普通交付税の確定に伴う増額で、13款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料318万5,000円の減額補正は、市営住宅の使用料の減。2項手数料2目衛生手数料54万5,000円の減額補正は、指定ごみ袋売払いに係る数量の減などによるものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金2,076万4,000円の減額補正から、8ページに参りまして、2項国庫補助金5目教育費補助金162万5,000円までの減額補正は、歳出の補正に連動、または事業費及び補助金の確定による増減でございます。

15款道支出金1項道負担金、10ページに参りまして、1目民生費負担金262万円の減額補正から、3項道委託金1目総務費委託金32万1,000円までの減額補正などは、歳出の補正に連動、または事業費及び補助金の確定に伴う増減によるもので、12ページに参りまして、16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入500万円の減額補正は、森林環境保全整備事業で伐採した立木の売払収入の減でございます。

17款1項とも寄附金、2目ふるさと応援寄附金200万円の増額補正は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附金の増であります。

18款1項とも繰入金1目財政調整基金繰入金1億1,500万円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰入れを取りやめるもので、3目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金937万円の減額補正は、高齢者等生活支援事業、以下4事業費の減によるもので、5目公共施設等整備基金繰入金8,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案し繰入れを減額、19款1項1目とも繰越金2,761万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を補正するものでございます。

20款諸収入4項雑入4目介護サービス収入679万円の減額補正から、14ページに参りまして、8目雑入382万3,000円の増額補正までは、各種助成金等の収入額の確定及び決算見込みによる増減でございます。

21款1項とも市債につきましては、第3表、地方債補正で御説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費77万9,000円及び2目広域連合負担金92万5,000円の減額補正は、北海道国民健康保険団体連合会及び空知中部広域連合負担金の減でございます。

2款1項とも基金積立金1目財政調整基金積立金400万3,000円の増額補正は、国民健康保険事業財政調整基金への積立金で、5款1項1目とも予備費153万2,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、国保の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金177万円の減額補正は、繰入れ対象経費などの減によるもので、3款1項1目とも繰越金400万2,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を増額補正するものでございます。

4款諸収入2項1目とも雑入159万9,000円の増額補正は、特別調整交付金及び令和4年度空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金の増などによるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金21万8,000円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金の増でございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、後期高齢の3ページをお開き願います。

3款1項1目とも繰越金21万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を増額補正するものでございます。

以上で、議案第12号から議案第14号までの各会計補正予算の事項別明細書につきましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） 一登壇一

議案第15号令和5年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間患者数の既決予定量2万6,343人から1,552人減して2万4,791人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から1,496人減して1万5,340人に、外来患者の既決予定量から56人減して9,451人に改めるものであります。内訳につきましては、内科外来9,421人、小児科外来30人であります。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量85人から4人減して81人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から4人減して42人に改めるもので、患者数は、これまでの実績などを勘案して減するものであります。

第4号、主な建設改良事業中、市立病院外部改修工事の既決予定量7,500万円から108万円を減額して7,392万円に、医療器械購入の既決予定量2,376万6,000円から706万2,000円を減額して1,670万4,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億1,265万7,000円から3,213万7,000円を減額して5億8,052万円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額から2,622万円を減額して3億5,244万9,000円に、第2項医業外収益の既決予定額から591万7,000円を減額して2億2,807万1,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億6,980万1,000円から4,974万2,000円を減額して6億2,005万9,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から5,027万5,000円を減額して6億1,131万9,000円に、第2項医業外費用の既決予定額に53万3,000円を増額して854万円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,820万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額1億1,395万1,000円から817万1,0

00円を減額して1億578万円に改めようとするもので、その内訳は、第1項企業債の既決予定額から810万円を減額して9,040万円に、第3項他会計繰入金の既決予定額から7万1,000円を減額して11万2,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額1億3,213万1,000円から814万2,000円を減額して1億2,398万9,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から814万2,000円を減額して9,062万4,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を補正するもので、医療施設整備事業の限度額を7,500万円から7,390万円に、医療機器整備事業の限度額を2,350万円から1,650万円に改めるものであります。

第6条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額3億8,882万4,000円から2,885万6,000円を減額して3億5,996万8,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第7条に定めた一般会計からの補助金を「2億2,334万5,000円」から759万9,000円を減額して「2億1,574万6,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の505万3,000円の減額補正は、(手当)5節医師手当50万円の減額から、2ページの7節医療技術員手当60万9,000円の減額までは、決算見込みにより減するものであります。

9節会計年度任用職員手当217万9,000円の減額は、昨年11月に退職した橋本医師及び看護助手欠員3名分の期末手当を減するものであります。

10節賞与引当金繰入額155万5,000円の増及び13節法定福利費引当金繰入額40万7,000円の増は、本年度の人事院勧告で期末勤勉手当の支給月数が0.1か月分引上げとなったことに伴い、令和6年6月に支給予定の期末勤勉手当のうち令和5年度分である令和5年12月から令和6年3月までの4か月分について増するものであります。

11節報酬1,200万円の減額は、昨年11月に退職した橋本医師及び看護助手欠員3名分などで1,608万7,000円を減額するほか、橋本医師退職後の代替出張医師報酬を408万7,000円増額する増減によるものであります。

12節法定福利費1,376万3,000円の減額は、定年延長制度の導入に伴い、退職手当組合納付金が令和5年度から2分の1の納付となり、750万円の減額となるほか、昨年11月に退職した橋本医師及び看護助手欠員3名分や、令和5年度に育児休業を取得した職員1名分などで、共済組合納付金、以下各種納付金や保険料を減するものであります。

次に、2目材料費1,130万円の減額補正は、1節薬品費480万円の減額から3節給食材料費160万円の減額まで、入院患者の減によるものであります。

3目経費943万9,000円の減額補正は、1節厚生福利費18万8,000円の増額から3節旅費交通費40万円の減額及び13節通信運搬費5万3,000円の増額まで、決算見込みによる増減によるものであります。

7節光熱水費100万円の減額は電気料の減で、燃料費調整額が減額となったことから減するものであります。

8節燃料費200万円の減額補正は、A重油使用量が当初より1万3,500リッター減少

する見込みから減するものであります。

14節委託料613万円の減額は、入院患者の減少により感染性廃棄物処理委託料が50万円の減となるほか、給食業務委託料も200万円減するものであります。

また、医事業務等委託料100万円の減額は、医事委託職員欠員1名分、その他委託料263万円の減額は、X線CT装置やX線透視撮影装置の画像読影件数の減などにより画像読影委託料を減するものであります。

次に、5目資産減耗費1節たな卸資産減耗費20万円の減額補正は、貯蔵品の薬品や診療材料について使用期限切れなどによる廃棄などが見込まれないため、皆減するものであります。

6目研究研修費2節旅費の35万円の減額及び3節研究雑費の13万円の減額はウェブ研修の増などにより減するものであります。

次に、3ページに参りまして、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息6万円の増額補正は、昨年度借り入れした医療器械購入に係る過疎対策事業債の償還金額確定に伴い、本年度から償還予定の利息の不足額を増するものであります。

次に、3目1節とも消費税及び地方消費税47万3,000円の増額補正は、課税売上げとなる新型コロナウイルスワクチン接種に伴う収入増により、税務署に納付する消費税及び地方消費税が不足するため、増するものであります。

次に、収入の御説明をいたしますので、1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益の3,482万4,000円の減額補正は、入院患者数の減によるものであります。

次に、2目外来収益1節内科外来収益の176万6,000円の減額補正及び2節小児科外来収益の2万9,000円の減額補正は、外来患者数及び診療単価の微減によるものであります。

次に、3目その他医業収益1節公衆衛生活動収益1,039万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種料を当初予算で計上していなかったことから、予防接種料を増するものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の759万9,000円の減額補正は、支出のところで御説明いたしました、定年延長制度の導入に伴い、退職手当組合納付金が令和5年度から2分の1の納付となったことから、繰入額を減するものであります。

次に、2目負担金交付金1節一般会計負担金の6万2,000円の増額補正は、支出のところで御説明いたしましたが、昨年度、借り入れした医療器械購入に係る過疎対策事業債の償還金額確定に伴い、本年度から償還予定の利息の不足分を増するものであります。

次に、3目1節とも長期前受金戻入の104万4,000円の増額補正は、令和4年度に地方創生臨時交付金を活用して医療機器を購入したことにより、本年度から収益化するため、令和5年度分を増するものであります。

次に、5目補助金2節医療・介護・障害施設等食材料費支援金の57万6,000円の増額補正は、食材料費の高騰に対する支援金として医療機関に1床当たり9,600円交付されるため、60床分を増するものであります。

次に、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、4ページを御覧ください。

支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設費1節改築工事費の108万円の減額補正は、付記欄に記載している市立病院外部改修工事の入札執行減であります。

2目資産購入費1節器械備品購入費の706万2,000円の減額補正は、本年度に購入し

た電動ベッドや画像診断システム等医療器械等の入札執行減であります。

次に、収入の1款資本的収入1項1目1節とも企業債の810万円の減額補正は、支出の改築工事費や器械備品購入費で御説明いたしました入札執行減に伴い、医療施設整備事業債及び医療機器整備事業債の借入額を減するものであります。

3項1目とも他会計繰入金1節一般会計繰入金の7万1,000円の減額補正は、改築工事費や器械備品購入費から企業債借入額を差し引いた一財分の繰入額について入札執行減により減するものであります。

次に、5ページから10ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は、既決予定額では7,066万1,000円の純損失を予定しておりましたが、1,824万6,000円減少した5,241万5,000円の純損失となり、年度末の累積欠損金は8億1,538万8,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは、私のほうから、令和5年度歌志内市下水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げ、その内容について御説明させていただきます。

第1条は割愛させていただきますので、第2条から御説明させていただきます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を補正するもので、収入は1款下水道事業収益の既決予定額2億5,624万5,000円から1,107万4,000円を増額し、2億6,731万9,000円に改めるもので、内訳は、1項営業収益の既決予定額から55万4,000円を減額し6,215万9,000円に、2項営業外収益の既決予定額から300万9,000円を減額し1億9,052万3,000円に、また、過年度分の消費税に係る還付金の受け取りがあることから、3項特別利益を科目新設し、1,463万7,000円といたします。

支出は、1款下水道事業費用の既決予定額2億4,092万6,000円から2,667万1,000円を減額し、2億1,425万5,000円に改めるもので、内訳は、1項営業費用の既決予定額から1,712万4,000円を減額し1億9,701万7,000円に、2項営業外費用の既決予定額から23万1,000円を減額し1,615万2,000円に、3項特別損失の既決予定額から931万6,000円を減額し31万2,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する9,219万6,000円は、引継金2,729万7,000円及び当年度分消費税等資本的収支調整額108万7,000円並びに当年度分損益勘定留保資金6,381万2,000円により補填するものであります。

収入は、補正予定額がございません。

支出は、1款資本的支出の既決予定額1億2,007万4,000円から2,090万7,000円を減額し9,916万7,000円に改めるもので、内訳は、1項建設改良費の既決予定額から2,090万7,000円を減額し1,195万7,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条の2に定めた未収金及び未払金の予定額を補正するものであり、未収金の既決予定額633万2,000円から2,089万4,000円を増額して2,722万6,000円に改めるもので、また、未払金は既決予定額4,346万円を皆減するものであります。

次ページに参りまして、第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額1,115万3,000円から520万2,000円を減額し595万1,000円に改めるものであります。

第6条は、予算第9条、他会計からの補助金に定めた一般会計繰入金ですが、他会計補助金の既決予定額1億1,407万1,000円から300万9,000円を減額し1億1,106万2,000円に改めるものであります。

次に、会計予算実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

1款下水道事業費用1項営業費用1目総係費226万6,000円の減額補正の主な理由は、担当職員給料等の実績を踏まえ精査したことによるもので、内訳は、1節給与205万8,000円の減、2節手当97万3,000円の減、3節賞与引当金繰入額126万4,000円の減、4節法定福利費70万円の減となっております。

10節負担金362万8,000円の減の主な理由は、中空知広域水道企業団への負担金の減によるものであります。

11節その他引当金繰入額20万7,000円の減は、執行残によるものであります。

なお、12節委託料及び13節保険料につきましては、当初予算では4条予算に計上しておりましたが、事務支援業務コンサルタントのアドバイスを受け、このたび3条予算に移管計上したものであります。

次に、2目減価償却費の1節有形固定資産減価償却費2,560万8,000円の減及び2節無形固定資産減価償却費2万円の増は、システム導入に伴う区分の台帳入力の実績によるものであります。

3目管渠費1節工事請負費は、科目新設したもので、先ほどの総係費の委託料等と同様、4条予算から3条予算に移管計上するもので、1,073万円につきましては公共下水道建設に係る費用であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費23万1,000円の減額補正は、償還金利子の確定精査によるものであります。

続きまして、3項特別損失1目1節ともその他特別損失931万6,000円の減額補正は、消費税の還付に伴い901万5,000円の減及び賞与引当金繰出額30万1,000円の減によるものであります。

次に、収益的収入を御説明いたしますので、1ページをお開き願います。

1款下水道事業収益1項営業収益1目1節とも下水道使用料55万4,000円の減額補正は、実績収入による見込額の減によるものであります。

次に、2項営業外収益2目1節とも他会計補助金300万9,000円の減額補正は、基準外繰入れの減及び令和4年度における企業会計移行支援業務における新十津川町及び奈井江町からの負担金受領によるものであります。

次に、3項特別利益1目1節とも過年度損益修正損1,423万1,000円の増額補正は、消費税の支払還付によるもので、2目1節ともその他特別利益につきましては、現年分の消費税支払還付を受けるため、科目新設し、40万6,000円を計上するものであります。

なお、この還付金につきましては、国税局の入金予定額が確定次第、手続を行う予定となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。最初に、支出であります。3ページ

を御覧ください。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管渠建設改良費 2 節工事請負費 1,073 万円の減額補正は、公共下水道建設に係る減で、補助対応の管渠新設工事を当初予算で計上しましたが、維持管理という性格から 3 条予算に移行したことによるものであります。

また、3 節委託料 1,016 万 9,000 円の減額補正につきましても、システムほか支援業務を維持管理作業に分類したことから、3 条予算へ移行したことによるものであります。

次に、4 節負担金 694 万 3,000 円及び 6 節負担金（繰越明許）137 万 1,000 円の減額補正につきましては、科目誤りのため皆減としたものであり、これらにつきまして 3 目 1 節とも流域下水道建設負担金を科目新設した上で合わせて 831 万 4,000 円を計上しております。

なお、資本的収入に補正はありません。

次に、5 ページから 13 ページの説明を省略させていただきまして、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、15 ページの 7、令和 5 年度歌志内市下水道事業予定貸借対照表の右ページ、15 ページをお開き願います。

予定貸借対照表の資本の部、利益剰余金の当年度純利益は、既決予定額 3,075 万 2,000 円に対し 1,901 万 9,000 円増の 4,977 万 1,000 円となり、年度末の繰越利益剰余金、年度末残高も同額となる見込みであります。

以上、令和 5 年度歌志内市下水道事業会計補正予算の説明を終了し、御提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） ここで 10 分間程度休憩いたします。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 04 分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第 12 号令和 5 年度歌志内市一般会計補正予算（第 11 号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6 番（女鹿聡君） 二つほど、ちょっと聞きたいと思います。

歳出の 18、19 ページで、電算システム運用経費ということで、借上料が 1,400 万円ぐらいのマイナスということであつているのですけれども、これはどういったことでこの金額になったのか、金額がマイナスだったのか聞いておきたいと思います。

22 ページ、23 ページの市有林費ですね、1,000 万円の業務委託料のマイナスということなのですが、最初 3,000 万円の補正が上がっているのですけれども、1,000 万円というのは結構委託料にしたら大きいと思うので、その辺どういうふうな話し合いだったのか、なぜ 1,000 万円の減額になったのか、この二つ聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 最初の電算システムの借上料の件でございますが、もちろん入札減もあるのでありますが、職員が使っている端末の入替えに伴う費用でございますが、当初、年度すぐに入れ替えようという計画を持っていたのですが、事業者とお話をして、時期がセキュリティ上まだ何とか耐えられるということで、実際には 1 月からリース契約を結んだものですから、その部分の差が減額という形になっております。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 森林環境保全整備事業業務委託料の1,000万円の減のごとでございますけれども、まず、当初の予算のほうでは2億3,000万円の委託料を組んでおりまして、この中の事業内容といたしましては皆伐、植栽、間伐、下刈りという事業が含まれておりましたが、皆伐の作業の一部に、実際にやったときに見直しがございます、というのは、既存の作業道を使いながらできることが分かったものですから、その分ですべて事業料が減額になったというのが約280万円ほどあります。

植栽については、これは皆伐したり間伐したり、木を切った、その木を売って、そのお金を活用しながら植栽をしたりするという一連の流れで事業をやるのですけれども、そのカラマツを売る市場の価格が年度内ちょっと安かったものですから、植栽のほうは年度内にできないということで、ここは一部事業が変更になっております。これで約600万円が減額になっております。

それに伴って、下刈りの部分も、前年度植栽している部分があるのですけれども、実際の生育状況とか現場を確認したところ、下刈り作業が1回で済んだというところで100万円ほど減額になって、事業料の総額で約1,000万円減額になったというような内容でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この事業二つとも、当初予定していた形のものが、総務課所管のほうは、まだまだもう少し器械が何とかなるだろうという形で、我慢してもらったかどうか分からないのですけれども、耐えられるという判断をして、12月超えて1月からやるということで1,400万円、結構大きい数字だと思うのですけれども、それが減額ということですね。

委託料の1,000万円は、取りあえず最初はいろいろ事業をしようと思っていたけれども、最終的に売的分も低価格になったし、なかなか当初の予定どおり進まなかったのということで、受け止めてよろしいですか。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） そのとおりでございます。入札減とリース時期の変更ということでよろしいかと思えます。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 当初予定していた内容が、ちょっと生き物みたいなどころもあるものですから、実際に現場に入って確認をしたりする中で、そういった事業の変更というのがどうしても生じたという実態でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 3点、質問いたします。

まず、14ページ、15ページなのですけれども、歳入で、20款の諸収入4項8目雑入8節建物総合損害共済収入305万7,000円増額しておりますけれども、これは何に対しての共済収入なのか伺います。

あと、同じくその二つ下の12節雑入、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金67万6,000円増額しておりますが、その内容について伺います。

それと、歳出で、37ページ、病院事業会計繰出金760万8,000円減額になっておりますけれども、先ほど退手の負担金が2分の1になったということで、その部分だということですが、それ以外に大きなものがあるのかと。あと、退手の負担金というのは基準内繰入れとい

いますか、ルール分なのかどうなのか伺います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私からは、歳入のほうの15ページの8節建物総合損害共済収入305万7,000円でございますけれども、今全ての資料を持ってきていないのですけれども、一番大きいのが、歌志内公園のトイレが、立木倒木の被害に遭って、その分の災害共済金がたしか200万円ちょっとあったと思います。あとは、住宅だとかの雪害関係の部分で共済金が収入として入ってございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私からは、14、15ページの12節雑入、中・北空知廃棄物処理広域連合焼却灰処理負担金67万6,000円の内容ということでございますが、これにつきましては、昨年10月におけます第3回臨時市議会の補正予算として提案させていただいて議決を得たものでありまして、内容的には、東光最終処分場とエネクリーンとの間の電話通信架線が、恐らく落雷によって不通になったという案件の67万7,000円の補正をその工事費に対して行ったところであります。

その補正予算ときに松井議員のほうから、その内容については、中・北空知廃棄物処理広域連合のほうの負担になるのではないかというような質問を受けておりました。私たちのほうとしては、事故で緊急に工事をしなければならないというようなことと、臨時会に間に合わせると、調査もありましたので、そして自然災害ということで、まずは市のほうで工事費を計上したところでございます。

そこで松井議員から質問を受けて、松井議員はある意味、昔、市民課長でもあったことなものですから、その中での質問ということもございまして、いろいろと確認するよにということも約束していたと思います。

それで、私たちのほうでは、その後、中・北空知廃棄物処理広域連合のほうの全額負担でなかろうかという質問を受けた関係上、それらのことについて調べた結果、東光最終処分場の施設については、そもそも論、平成24年12月4日に株式会社エコバレー歌志内より本市に譲渡を受けた施設であるというところから始まっておりました。そして、この施設はその後、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設としてエネクリーンになりますけれども、そこで排出される焼却灰を専門に受け入れる施設として平成25年1月から稼働することとなりますが、その施設の使用に当たっては、稼働前の平成24年8月29日開催の同連合役員会において、当時の連合長である泉谷歌志内市長が東光最終処分場は歌志内市の施設であるものの、3組合、いわゆる空知地区、中空知地区、砂川地区という3組合の要請を受けて、株式会社エコバレー歌志内より譲渡を受けたもので、広域連合の廃棄処理を行うことに当たり、この施設の管理運営を委託することとなるが、当該処分場の維持管理に係る経費は、中・北空知廃棄物処理広域連合の構成14市町で負担するということが、実は確認されていたことを確認いたしました。

それらの経過をもとに同連合の事務局長にそれらを説明し、通信架線改修修繕費用の全額について、同連合が負担することとなるということを理解していただきまして、今回の補正予算として、その全額に当たります67万6,000円という計上額を今回した経過となっております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） 私のほうから、一般会計補正予算の36ページ、病院費の

病院事業会計繰出金の減額760万8,000円の部分をお答えしたいと思います。

病院の補正予算と絡みが出てくるのですけれども、病院の支出の2ページ、法定福利費のところ退職手当組合納付金750万円の減額という部分が記載してあると思うのですけれども、これが760万8,000円のほとんどのもので、退職手当組合納付金の繰出しについては、地方公営企業法で退職給付、引当金を計上しなければならないという部分が基本なのですが、一般会計から繰り入れしていただいているということで、退職金の部分は引き当てていないということで、この部分は基準外で繰り入れしていただいております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 1番目と3番目の質問については、分かりました。

2番目については、ちょっと確認しますけれども、臨時会の補正のときに、架線の部分の改修67万6,000円を補正したときに、この部分については、広域連合と精算されるべきでないかと私質問したと思うのですけれども、それを確認した結果、最終的には広域連合と精算するというので、広域連合から収入が上がったということによろしいか確認いたします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） そのとおりです。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

ついて質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号令和5年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和5年度歌志内市下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号から議案第21号まで

○議長（本田加津子君） 日程第21 議案第17号より日程第25 議案第21号までを一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

それでは、令和6年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして会計別にその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計47億3,000万円、国民健康保険特別会計8,720万円、後期高齢者医療特別会計8,250万円、合計48億9,970万円、病院事業会計7億9,500万円、下水道事業会計3億5,200万円。総計60億4,670万円でございます。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ5億1,070万円、11.6%の増であります。また、病院事業会計及び下水道事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ4億9,770万円、9%の増であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、歌志内市総合計画の後期基本計画も終盤となり、これまで実施した事業の結果を踏まえ、目標の達成に向け具体的な施策を展開するため、実施事業の内容を充実させ、取組の精度を高める必要があると考え、人口減少や日常化したコロナ対策、物価高騰対策といった喫緊の課題などを考慮しながら、限られた財源を効率的、効果的に活用し、市内事業者への支援継続や地域経済の活性化、医療福祉や消防救急体制の整備、住環境・教育環境の整備などの充実強化を図り、「みんなで創る笑顔あふれるまち」、「すべての市民が幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指すことといたしました。

「市民と協働で創るまち」として、歌志内／夢・まち未来会議の継続や町内会連合会との情報交換会の開催などにより、市民の声を聞く機会や意見反映の機会を充実させながら、行政協力費や地域づくり活動補助金等の町内会・自治会への支援や、デジタル社会に対応する行政体制の確立と住民の利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、「活力と魅力あふれるまち」として、人口の減少を抑制するべく、道内外でのPR活動や各種助成をはじめとした移住・定住の施策を引き続き推進するほか、商業振興と消費喚起を目的とする「プレミアム付商品券発行事業」への支援継続、「企業の笑顔応援補助金」など市内事業者を対象とする支援や、うたしないブランドの開発などに取り組み、地域経済及び市民生活の活性化を図ります。

また、本年度からスタートする観光振興計画を基に観光産業の活性化を図り、歌志内の活力と魅力の向上を目指してまいります。

次に、「健康で心ふれあうまち」として、新たに带状疱疹ワクチンの接種や費用の一部助成、医療費無料化の継続、認定こども園における幼児教育の充実、市立病院の医療機器更新など、子育て環境や健康増進、地域医療の充実を図るほか、75歳以上の市民を対象に実証実験を行っていた市内移動支援につきましては、対象を65歳以上に拡大し、本格実施として取り組み、誰もが住み慣れた地域で生きがいのある生活を送っていただけるよう、介護や福祉に係る各種サービスの継続、充実を図り、市民の「健幸寿命の延伸」を目指します。

次に、「安心して快適に暮らせるまち」として、コンパクトなまちづくりを推進しながら、市営住宅や道路、橋梁などについて必要な補修、改修を行うなど、効率的に長寿命化を図り、

将来的な財政負担を抑制する一方、防災資機材の整備や除排雪対策、脱炭素社会を目指した取組を進めるため、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定し、市民生活の安全性・快適性の向上を図ります。

次に、「豊かな心を育む教育と文化のまち」として、令和7年度の供用開始に向け児童センター等一元化施設の建設工事に着手するとともに、本市が独自に実施している各種の就学支援、助成等の制度を継続し、子育て世帯への経済的負担軽減を引き続き図ります。

また、著しく老朽化した教職員住宅の建設工事や、地域の特色を生かしながら、子供たちの成長を見守るとともに、市民の健康増進と体力向上のため、引き続きスキーリフトシーズン券の購入費を助成する体力向上助成金、児童・生徒へのスキー用具レンタル費の全額助成を継続し、地域が一体となって子育て、教育を行う環境づくりを進めます。

これらの取組を進めるため、予算総額は47億3,000万円、前年度当初に比べ5億2,000万円、12.4%の増となりました。

以下、歳出につきましては各会計予算資料8ページ、第4表「一般会計歳出予算款別性質別分析表」により、また、歳入につきましては款別に、それぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は10億4,090万3,000円で、総額の22%、前年度当初より7,502万5,000円の増であり、主な要因は、人事院勧告による俸給表の引上げ改定による職員給4,456万9,000円や会計年度任用職員報酬の増による委員等報酬1,166万6,000円の増であります。

主な内容は、議員報酬3,707万6,000円、委員等報酬1億2,341万3,000円、市長等特別職給与3,289万9,000円、職員給6億2,166万1,000円、共済組合等納付金1億4,342万円、退職手当組合納付金6,868万5,000円であります。

(2) 物件費は6億7,716万6,000円で、総額の14.3%、前年度当初より4,106万3,000円、5.7%の減で、主な要因は、赤平市にある市有林の森林環境保全整備事業業務委託料984万3,000円、電算システムの保守や整備委託料2,422万9,000円、高齢者市内移動支援事業委託料642万円の減などであります。

主な内容は、需用費1億3,424万1,000円、役務費7,620万2,000円、委託料4億913万8,000円であります。

(3) 維持補修費は6,977万9,000円で、総額の1.5%、前年度当初より436万6,000円、6.7%の増であります。

(4) 扶助費は6億4,772万1,000円で、総額の13.7%、前年度当初より2,249万1,000円、3.6%の増であります。

この主な要因は、老人福祉施設措置費1,675万7,000円、障害者福祉サービス給付事業1,950万1,000円の増のほか、生活保護費1,268万5,000円の減などです。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業2億9,929万5,000円、医療福祉助成事業1,464万7,000円、老人福祉施設措置費7,108万2,000円、生活保護事業1億9,986万3,000円、児童手当1,434万円、児童扶養手当541万4,000円です。

(5) 補助費等は4億1,325万4,000円で、総額の8.7%を占め、前年度当初より945万2,000円の減です。

この主な要因は、宿泊費補助事業900万円の皆減などによるものであります。

補助費等の内訳は、負担金・寄附金2億4,526万7,000円、補助・交付金1億3,7

91万1,000円、その他（報償費等含む）3,007万6,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料10ページ、第5表「各会計負担金補助及び交付金調」に記載しております。

(6) 普通建設事業費は9億8,183万8,000円で、総額の20.8%を占め、前年度当初より4億6,532万5,000円、90.1%の増であります。

この主な要因は、児童センター等一元化施設新築6億8,139万4,000円、同工事管理委託料953万3,000円の皆増などによるものであります。

補助事業は8億6,940万5,000円で、主なものは、教職員住宅新築5,376万円、改良住宅屋上防水・外壁塗装1億1,411万4,000円、改良住宅解体除却1,060万4,000円、児童センター等一元化施設新築6億8,139万4,000円。

単独事業は1億1,243万3,000円で、主なものは、住民基本台帳ネットワークシステム491万7,000円、デイサービスセンターエアコン増設343万9,000円、施設改修事業補助（チロルの湯改修）1,379万5,000円、市道案内表示板取付466万6,000円、歌志内学園屋内消火栓設備更新512万6,000円、コミュニティセンター講堂音響設備759万2,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料20ページ、第6表「各会計事業費調」に記載しております。

(7) 災害復旧事業費は40万円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は4億1,062万円で、総額の8.7%を占め、前年度当初より679万8,000円、1.7%の増であります。

(9) 積立金は1,093万5,000円、前年度当初より55万5,000円、5.3%の増で、明細につきましては、各会計予算資料23ページ、第7表「積立金調」に記載しております。

(10) 投資及び出資金は606万円、前年度当初より17万2,000円、2.9%の増で、明細については、各会計予算資料23ページ、第8表「投資及び出資金調」に記載しております。

(11) 貸付金は3,222万円で、前年度当初と同額で、明細につきましては、各会計予算資料24ページ、第9表「貸付金調」に記載しております。

(12) 繰出金は4億2,486万4,000円で、総額の9%を占め、前年度当初より592万9,000円、1.4%の減であり、この主な要因は、病院事業会計繰出金328万7,000円の減などによるものでございます。

明細につきましては、各会計予算資料24ページ、第10表「繰出金調」に記載してあります。

(13) 予備費は、1,424万円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入につきまして、各会計予算資料1ページ、第1表「各会計歳入歳出予算款別前年度対比表」により御説明をいたします。

(1) 自主財源である市税は1億6,984万1,000円で、総額の3.6%を占め、前年度当初より1,497万5,000円、8.1%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料5ページ、第2表「市税予算前年度対比表」に記載しておりますが、主な内訳として、市民税は8,462万円で、前年度当初より1,173万8,000円、12.2%の減であります。個人市民税は7,315万1,000円で、前年度当初より1,057万5,000円の減、法人市民税は116万3,000円の減であります。

固定資産税は5,092万1,000円、前年度当初より214万4,000円、4%の減であります。

軽自動車税は750万7,000円、前年度当初より5万7,000円、0.8%の増であります。

市たばこ税は1,862万1,000円で、前年度当初より130万5,000円、6.5%の減であります。

鉱産税は160万円で、前年度と同額であります。

入湯税は657万2,000円で、前年度当初より13万5,000円、2.1%の増であります。

(2) 地方譲与税は1,991万6,000円、前年度当初より111万4,000円、5.9%の増で、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は6万円、前年度当初より1万円、14.3%の減であります。

(4) 配当割交付金は49万円で、前年度当初より51万円、51%の減であります。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は68万円で、前年度当初より2万円、2.9%の減であります。

(6) 法人事業税交付金は340万円で、前年度当初より20万円、5.6%の減であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(7) 地方消費税交付金は7,210万円で、前年度当初より110万円、1.5%の減であります。

(8) 環境性能割交付金は160万円で、前年度当初より30万円、23.1%の増であります。

(9) 地方特例交付金は750万9,000円で、前年度当初より740万円、3,894.7%の増で、この主な要因は、定額減税による個人住民税減収分を地方特例交付金として補填されるものであります。

(10) 地方交付税は24億8,000万円で、総額の52.4%を占め、前年度当初より3,000万円、1.2%の増となっております。内訳は、普通交付税が18億5,000万円で、前年度当初より3,000万円の増、特別交付税は6億3,000万円で、前年度同額とし、地方財政計画や交付実績等を勘案して計上しております。

(11) 交通安全対策特別交付金は、科目設置として1,000円を計上しております。

(12) 分担金及び負担金は5,826万円で、前年度当初より94万4,000円、1.6%の増で、この主な要因は、老人福祉施設入所者負担金134万5,000円の増などであり、

(13) 使用料及び手数料は1億7,868万円、総額の3.8%を占め、前年度当初より565万9,000円、3.1%の減で、この主な要因は、市営住宅などの住宅使用料584万2,000円の減などであり、

主なものは、住宅使用料1億5,702万円、駐車場使用料336万8,000円、ごみ処理手数料911万2,000円であり、

(14) 国庫支出金は6億9,266万1,000円で、総額の14.7%を占め、前年度当初より2億5,820万3,000円、59.4%の増であります。この主な要因は、児童センター等一元化施設建設に係る都市構造再編集中支援事業補助金1億8,370万円の増、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金4,722万円の皆増などであり、

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億5,044万3,000円、生活保護

費負担金1億4,974万7,000円、児童福祉支援給付費負担金574万2,000円。

補助金の主なものは、都市構造再編集集中支援事業補助金2億570万円、住宅地区改廃事業費交付金5,780万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金4,722万円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金166万6,000円であります。

(15) 道支出金は1億9,052万8,000円で、前年度当初より211万円、1.1%の増であります。この主な要因は、児童センター等一元化施設建設に係る新エネルギー設備導入支援事業費補助金2,239万2,000円の皆増のほか、ペンケ歌志内川河川改修委託金4,000万円の皆減などであります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金7,522万1,000円、生活保護費負担金1,059万1,000円、保険基盤安定等負担金2,506万8,000円。

補助金の主なものは、新エネルギー設備導入支援事業費補助金2,239万2,000円、社会福祉施設整備費補助金1,453万円、森林環境保全整備事業費補助金1,186万6,000円。

委託金の主なものは、駐車公園清掃業務委託金634万7,000円、徴税費委託金347万1,000円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金18万6,000円であります。

(16) 財産収入は1,507万2,000円で、前年度当初より1,807万円、54.5%の減であり、この主な要因は、赤平市に所有する市有林の立木売却収入2,017万7,000円の減であります。

主なものは、土地貸付収入420万5,000円、立木売却収入489万7,000円であります。

(17) 寄附金は600万3,000円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(18) 繰入金は3億867万4,000円で、前年度当初より1億2,200万3,000円、65.4%の増であり、この主な要因は、財政調整基金繰入金5,000万円の増と、公共施設等整備基金繰入金8,000万円の増であります。

内訳は、財政調整基金繰入金8,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金1,250万円、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金5,432万9,000円、敷金基金繰入金184万5,000円、公共施設等整備基金繰入金1億6,000万円であります。

(19) 繰越金は3,000万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(20) 諸収入は2億1,144万4,000円で、総額の4.5%を占め、前年度当初より553万1,000円、2.5%の減であり、この主な要因は、通所介護費収入558万6,000円の減などであります。

主なものは、貸付金元利収入3,028万9,000円、うち、中小企業振興保証融資貸付金元金収入3,000万円、介護サービス収入2,971万1,000円、地域支援事業収入6,918万6,000円、雑入7,006万円、うち、中空知広域水道企業団負担金655万2,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金3,976万3,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合人件費負担金946万8,000円であります。

(21) 市債は2億8,300万円で、総額の6%を占め、前年度当初より1億4,400万円、103.6%の増であり、この主な要因は、児童センター等一元化施設整備事業債2億3,000万円の増、教職員住宅建設事業債2,000万円皆増、臨時財政対策債500万円の減と、義務教育学校整備事業債1,800万円、じん芥収集車整備事業債1,200万円、ロータ

リー除雪車整備事業債などの土木債7,100万円の皆減などであります。

市債区分は、総務債、教職員住宅建設事業債2,000万円。教育債、児童センター等一元化施設整備事業債2億5,800万円。臨時財政対策債、臨時財政対策債500万円であります。

3、次に、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は8,720万円で、前年度当初に比べ1,130万円、11.5%の減であります。

歳出から性質別に御説明をいたします。

人件費は954万6,000円、物件費は133万2,000円であります。

補助費等は7,574万6,000円で、総額の86.9%を占めており、この主な内容は医療費、後期高齢者支援金等の空知中部広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、積立金1,000円、予備費57万4,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は2,284万3,000円で、総額の26.2%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分1,704万5,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分462万2,000円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分117万6,000円であります。

繰入金は4,746万2,000円で、総額の54.4%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は1,689万4,000円で、前年度当初より708万6,000円の減で、特別調整交付金等の減によるものであります。

4、次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明をいたします。

この会計の予算総額は8,250万円で、前年度当初より200万円、2.5%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は535万8,000円、物件費は86万2,000円であります。

補助費等は7,609万8,000円で、総額の92.2%を占めており、この主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費18万1,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた被保険者から徴収する、後期高齢者医療保険料は5,137万4,000円で、総額の62.3%を占めております。

繰入金は3,071万8,000円で、総額の37.2%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

5、次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は2万7,270人で、内訳は、入院患者数が1万7,520人、外来患者数が9,750人であります。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億2,022万7,000円、支出予定額は6億8,883万2,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、医業収益3億9,070万7,000円、医業外収益2億2,952万円を計上いたしました。

一方、支出では、医業費用6億7,960万6,000円、医業外費用902万6,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は8,612万円で、この内訳は、企業債6,880万円、出資金1,683万5,000円、他会計繰入金48万5,000円であります。

支出予定額は1億616万8,000円で、この内訳は、建設改良費6,977万円、企業債償還金3,639万8,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,004万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は11億3,037万9,000円であり、負債は5億6,921万7,000円、資本は5億6,116万2,000円で、負債資本の合計は11億3,037万9,000円であります。

予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動では4,046万円の減額、投資活動では6,304万7,000円の減額、財務活動では4,923万7,000円の増額となり、資金増加額は、総額で5,427万円の減額となる予定であります。資金期首残高は5億9,259万2,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は5億3,832万2,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から7,976万7,000円の純損失が予定され、令和5年度末における累積欠損金が8億1,538万8,000円見込まれますので、令和6年度末における累積欠損金は8億9,515万5,000円になる予定であり、本年度も一層厳しい病院事業の経営となります。

6、次に、下水道事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

処理区域面積は295ヘクタールであり、既に供用済みの面積であります。年間有収水量においては28万トンを予定しており、主な建設改良事業は、污水管渠補修を予定しております。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は2億5,092万3,000円、支出予定額は2億5,809万8,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、営業収益5,930万5,000円、営業外収益1億9,161万8,000円を計上いたしました。

一方、支出では、営業費用2億3,466万7,000円、営業外費用2,305万4,000円、予備費37万7,000円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は690万2,000円で、この内訳は、企業債690万1,000円、国庫補助金は1,000円であります。

支出予定額は9,390万2,000円で、この内訳は、建設改良費2,399万6,000円、企業償還金6,900万円、予備費90万6,000円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,700万円につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額218万1,000円、当年度分損益勘定留保資金8,481万9,000円で補填するものであります。

次に、予定貸借対照表につきまして御説明いたします。

これは、地方公営企業法に基づく年度期首における下水道事業開始時点の令和5年度資産、負債、純資産に計上された数字が基礎となり、以降、日々の会計処理取引残高が蓄積され、財務諸表が作成されることとなります。

本年度初めにおける資産の総額は35億1,892万2,000円であり、負債は18億8,462万8,000円、資本は16億3,429万4,000円で、負債資本の合計は35億1,892万2,000円であります。

次に、貸借対照表の本年度末における資産の総額は33億6,241万2,000円であり、負債は17億3,815万6,000円、資本は16億2,425万6,000円で、負債資本の合計は33億6,241万2,000円であります。

予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、業務活動では8,034万1,000円の増額、投資活動では2,181万5,000円の減額、財務活動では6,209万9,000円の減額となり、資金増減額は総額で357万3,000円の減額となる予定であります。資金期首残高は3,782万1,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は3,424万8,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算より、マイナス1,003万8,000円の純利益が予定され、令和5年度末における剰余金が4,977万1,000円ですので、令和6年度末における剰余金は3,973万3,000円になる予定でございますが、本年度予定される経営戦略の見直しを含め、下水道管の更新工事など、将来に向けた企業会計の健全な経営に努めていかなければならないと考えております。

以上、令和6年度における各会計の歳入・歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより、議案第17号より議案第21号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案番号というか、今回の一般会計新年度予算第17号、18号、19号、20号、21号に当たって、予算委員会には市長は出席されませんので、ちょっとここでいろいろ話を聞いておきたいと思います。

一般会計、病院、下水道の会計で、あと附随して新年度予算、市政執行方針、こういったものをつくるに当たって、今日までの間で市長はどういうふうな思いでつくられたのか。また、市役所の職員は夜遅くまで頑張っていたと思います。その辺どういうふうに事務処理、対応といったものを市長はどういうふうに評価して捉えているのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 令和6年度の予算編成に当たる思いということではないかなと思います。

令和6年度の予算は、昨年よりも5億円程度増えているということに関しましては、やはり一元化施設の建設ということでございます。そんな中、基本構想、総合計画、そして後期基本計画というのが令和2年から7年ということで、後半に差しかかっているところでございます。また、重点プロジェクトにもなっております歌志内ならではの魅力ある産業をつくり雇用を確保する、また、誰もが定住しやすい環境をつくる、子供を産み育てやすい環境をつくると、乳幼児から高齢者まで安全・安心して暮らせるまちをつくるということが目標として掲げられているわけでございます。

そんな中で、令和6年度の予算という編成でございますが、これまでもいろいろな施策を打ってきたところでございます。特に令和6年度には、新規事業として一元化施設の建設がそうでございますけれども、高齢者の移動支援、これも実証実験をやりまして、このたびは65歳以上に年齢を引き下げるということでございますし、帯状疱疹のワクチン接種も新たに今年度から支援をしていきたいというふうに考えております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略、何としても人口減少に歯止めをかけていかなければならないということで、福祉関連事業従事者に係る移住施策ということで、このたびは100万円を助成して、子供に対しても20万円ということで新たな取組を決定したところでございます。

そんな中で、令和6年度は、先ほどもお話をさせていただきましたが、地方交付税が大宗を占めるということでございまして、財政的には非常に厳しい状況にありますが、この厳しい状況にあっても、市民サービスを第一に、社会ニーズの多様化する諸問題に対して積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っているわけでございます。

職員のいろいろな施策に対する要綱や条例の整備というものも非常に大変な中で、夜遅くまでやっていただいたということに大変感謝しているところでございます。

この前の社人研2050年には838人になるというような予測を打ち消すように、何としても人口減少に歯止めをかけていかなければならないというふうに思っております。

限られた財政状況の中で、前に向いて歩み続けるということが非常に大事ではないかなというふうに思っておりますし、そんなことで編成をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 職員に対しては、かなり苦勞されているというのは重々承知しております。今、市長も職員には感謝しているという御答弁でした。

感謝はしていいと思います。確かにね、頑張っていたいただいているので。ただ、今回の議会に入るまでの事務手続というのですかね、そういったものが結構、私的には、ほかの議員はどういうふうに思っているか分からないですけども、ちょっと雑だったかなというふうに思っています。

というのも、各会計の歳出歳入予算の説明書並びに新年度予算書は、今日に至るまで大体3回ぐらい差替えが行われています。本来なら、差替えという形は、あまりいいものではないと思うのですよね。ただ、職員は頑張っておられるのもよく分かっています。

ただ、その差替えをどういうふうに捉えているのか分からないですけども、あってはならないことだと私は思っているのです、その辺、庁内でもう一回きちんと話し合ってもらって、今回の事例が起きてしまったので、今後こういったことがないように徹底していただきたいというふうに思っているのですけれども、市長はそういうふうに感じていますか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 下水道のほうについて言いますと、下水道につきましては長期的に安定を図るために、令和5年4月1日から、いわゆる官公庁の会計による単式簿記といえますか、そこから地方公営企業法に基づく予算編成にしたところまでございまして、若干難しい部分もございまして、そこで計算上も合わない部分もございまして、何度か議員の皆様には差替えをお願いするという場面もあって、本当に申し訳なく思っております。

研修等も含めて研さんに努めて、このようなことがないように努めてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 市政執行方針にも職員の技術向上だとか、いろいろなスキルアップだとかということも書かれておりました。ただ、それ以前に、議会に提出する書類といったもののチェック体制というのは、やっぱりそれを抜きにしては、語っては駄目だと思うのですが、一丁目一番地だと思うのですよ、市役所の職員のやる、やっていただける仕事としてはね。

チェックをする体制をきちんとして、本当にきちんとしたものを出してもらって、出してもらったものがいざ違ったということのないように、柴田市長はあと半年、取りあえず今のところ半年ですけれども、その間はきちんとして、もう一回やっていただきたいと思いますので、最後に答弁をもらって終わります。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今までもいろいろな施策を実現してきましたけれども、これについては、議員の皆様からの多くの意見をいただく中で、共に御同意をいただきながらまちづくりをしてきたということで、本当に皆さんに感謝しているところでございます。

行政のほうのチェック体制という部分につきましては、やはり早い時期から取りまとめを行うなど、また管理職も含めて、いわゆるチェック体制を強化しながら、確実な議案を今後もチェック体制を含めて検討しながら、そういうことがないように努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の質疑が通るのであれば、私のほうからも1点お伺いしたいことがございます。

まさに今回の議案の出方、これには副議長が言っているとおり、問題は絶対にあるのだと思います。

以前に、たしか副市長の答弁だったと思います。若手職員が、中堅職員が育っていないのだと。だから、今回もこういうことが起きたのかなというふうな思いでいます。

ただ、だから仕方がないのでありますでは、私、駄目だと思うのですよ。その辺のところがあるのであれば、今回も3ページでしたか、職員の研修ということで、市長が執行方針で触れられておりましたが、単なるそのことではなくて、そういった勉強会というのではなくて、実務をもっともっとしっかりとやっていかなければならないのではないかと。今回そういうこともあって、まだ未定稿ですか、そのものが一回出してきたら、また1冊ごと変えなければならないような状況が起きている。我々は4日の日の10時までに出さなければ一般質問ができないというペナルティーを持っています。そちらもペナルティーを持つとは言いませんけれども、そういう形でこちらはやっていますので、その辺のところも行政として、しっかりと行ってい

ただきたい。

副市長には、行政のその辺のところをしっかりとやっていただきたいと思います。副市長からの答弁を私はいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 平間副市長、答弁いいですか。

下山則義さん、一般会計の予算についてとはちょっと違う趣旨に。

○7番（下山則義君） なるほど。では市長にお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） しっかり実務を含めて、適正に対応していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） この予算案に関しては、特別委員会に付託されるのは分かっているのですけれども、この表の10ページの各会計負担金補助及び交付金の中で、去年と比べて100万円単位、ないしは50万円単位、新たに生まれたというのがちょこちょこことあるので、明日、私、一質なので、その辺一質に使わなければならないのもちょこっとありそうなので、ちょっと答えていただきたいのですよ。

この中、恐らく1人で答えられるのではないかと思うのですけれども、まず12ページの一番下、社会福祉協議会にかなり、130万円ぐらい下がっていますよね。これの訳をちょっとお尋ねしたい。

それと15ページ、補助金の中で商工会議所、これも50万円ぐらい下がっている。それから、真ん中辺の商品券の助成にも、人数か何か関係あるのかもしれないけれども、これもかなり400万円単位で下がっている。それから、その下のほう、温泉利用促進、これも200万円ぐらい下がっている。この4点。

あと、もう一つ、18ページ、芸術鑑賞教室が新たに25万円というのが出ているのだけでも、ひょっとしたら明日の私の一般質問には関係ないかもわからないんですけども、これをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 社会福祉協議会については、職員が定年になりまして、それで職員給与がちょっと下がったという形で、大まかに言うと、今ちょっと資料がないので、そういうことです。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから、15ページの商工会議所ですけれども、昨年商工会議所70周年事業に対して補助金を出していました。その分が減になっているということがあります。

それと商品券につきましては、昨年4,000セットでしたけれども、今年は3,000セットにという考え方でございます。

それと、温泉施設利用促進、約200万円、これは商業施設にチロルのバスを使って送迎をするという話がありましたけれども、実質1人しか利用していないということで、それも毎回ではなくて、本当に数か月に1回という、それでその部分を廃止しようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 私からは、18ページの芸術鑑賞教室の関係でございますが、これにつきましては、令和5年度までは子ども会育成会事業として予算計上しておりましたが、令和6年度からは直轄事業として事業を行おうとするもので、学校教育費の中に含めてございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号より議案第21号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号より議案第21号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時21分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 下 山 則 義